

第5回「京都市ペット霊園対策検討審議会」議事録

日時 平成26年9月9日（火）午後3時～午後5時

場所 ハートンホテル京都 2階「嵐山」

【1 開会】

冒頭，審議会の成立を確認

【2 議題 ペット霊園等の規制のあり方について】

- 事務局 それでは、まず最初に、前回の審議会で御質問をいただきました「地域景観づくり協議会制度」につきまして都市計画局の担当者から説明をさせていただきます。

- 事務局 43ページの「地域景観づくり協議会」に関する資料を御覧下さい。1番目に「地域景観づくり協議会制度の概要」を書いております。これは、京都市市街地景観整備条例に基づきまして、地域の景観を保全・創出する目的で、主体的に景観づくりに取り組む組織として京都市が認定した地域組織の活動区域内で、建築行為等を行う場合、景観に関する京都市への申請手続の前に、地域の皆様と意見交換をしなければならないとする制度でございます。

また、対象でございますが、3番目に「意見交換が必要な行為」を書いております。本市の場合、景観に関する地域が何種類かございますが、意見交換が必要な地域は大きくは「風致地区」と「美観地区、美観形成地区、建造物修景地区」に分かれております。

まず、「風致地区」でございますが、風致地区で手続が必要となる行為は、墳墓の高さが1mを超える場合や墳墓の設置の際に切盛土などの土地形質の変更を伴う場合、風致地区の許可対象行為となり、景観に対する手続が必要となりますので、地域との意見交換が必要ということになります。逆に切盛土を伴わない場合や高さ1m未満の墳墓の設置の場合は市への申請手続も、地域との意見交換も不要となります。

次に、「美観地区、美観形成地区、建造物修景地区」におきましては、市への申請手続や地域景観づくり協議会との意見交換は不要ということになります。

手続が必要となる行為は、表1にありますように、一番左に「指定区域の種類等」、真ん中に「景観に関する手続が必要な行為」とありまして、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区につきましては、基本的に建物、建築物の建築等が対象となり、工作物の中でも第2類工作物や第1類工作物が対象となります。墳墓の場合は、手続不要となります。第2類工作物や第1類工作物については44ページに記載しておりますので、御参照ください。

今現在、この地域景観づくり協議会の制度を実施している地域を43ページの2番目に記載しておりますが、市内で5地域ございます。修徳学区から桂坂学区が実施しており、これらの地域につきまして、事前に意見交換が必要となってきます。45ページの「地域景観づくり協議会制度のお知らせ」を御覧ください。これは、窓口で配布しているもので、意見交換が必要な5地域と、まもなく意見交換が必要な地域となる中京区の姉小路界限と明倫学区の周知をさせていただいております。

地域景観づくり協議会に関します御説明は以上でございます。

- 榎村会長 ありがとうございます。ただいま、地域景観づくり協議会につきましての御説明に

何か御質問とはございますでしょうか。

無ければ、次に進めさせていただきます。

【(1) これまでの検討論点のとりまとめについて】

●事務局 本日は、これまでの検討論点の取りまとめと、未議論となっております設備施設別規制や手続、適用除外などについて御審議いただきたいと考えております。第3回、第4回の審議会におきまして、論点ごとの御議論をいただいたものを1ページと2ページの資料1に取りまとめさせていただきました。また、本日御議論いただく項目につきましては、資料2の論点表を用いて御説明させていただきます。

まず、1ページの資料1を御覧ください。網かけとなっているところが、未議論又は継続審議が必要と考えております箇所でございます。では資料1の上段から確認させていただきます。

左欄の「区分」の「目的」でございますが、「規制の必要性」につきましては、ペット霊園等を規制する法律がない中、ペット霊園施設の立地規制、事業者と近隣住民とのトラブルの未然防止のための手続など、実効性のある対策を講じる必要があるということで、御確認いただいていると思います。

また、「条例の目的」につきましては、ペット霊園の設置、管理の適正化を図ること、近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全を図ること、ペット霊園利用者の保護ということで、御確認いただいていると思います。

次に、「規制の対象」につきましては、「施設設備の種類」を「墳墓」から「事務所」までこのように定義付けております。なお、「事務所」については、規制の対象とはしないとしておりますので、条例において定義はしない予定です。

次に、「規制の方法」につきましては、事業者に対する土地利用の規制については、必要最小限とすべきという基本的な考え方にに基づき、ペット霊園設置に関する支障を施設設備別に、衛生上の支障と風俗習慣への支障から検討し、衛生上の支障に対しては、技術的対策を義務付けることで対応する、風俗習慣への配慮のため行う立地規制については、用途地域の考え方を基本として、住民の生活環境の保全を図ることに相当の合理性があると考えられる地域とする、といたしました。

次に、「許可申請」でございますが、「手続」につきましては、事前許可制を基本としますが、右欄の備考に記載しておりますとおり、突然の事業廃止は遺骨の移動など利用者負担を強いるため、本審議会からも利用者保護のために措置すべき事項はないかという御指摘をいただいております。本件につきましては、後ほど24ページの論点番号1で説明させていただきます。

次に、「許可基準」でございますが、「墳墓」につきましては、土葬の禁止、障壁等による目隠しの設置、住居系地域全般における立地の規制とします。

「納骨堂」につきましては、焼骨の収蔵に限る、住居系区域のうち、第2種住居地域までの立地規制とします。

「火葬施設」につきましては、火葬炉に構造設備基準を設け、申請時に当該火葬施設

に係る仕様書等の添付を求めることによって構造設備基準の遵守を担保する、また、住居系地域全般での立地を規制する、とします。具体的な構造設備基準については、後ほど、22ページの論点番号12において御説明いたします。

なお、備考欄に記載しておりますとおり、排出基準の設定については、規制基準を遵守させる一つの手法として考えられますが、ペットの火葬炉に関しては、火葬する対象物がペットの死体のみで、排出物質が限定的であること、焼却時間が短く、測定自体が困難であることなどから、排出基準は設けずに、火葬炉に構造設備基準を設けることで対応したいと考えております。

「移動火葬車」の構造設備基準と排出基準の設定については、固定の火葬炉と同じ考え方でございます。

なお、前回からの継続審議となりますが、火葬を禁止すべき場所を設けるべきかどうかについては、これも後ほど18ページの論点番号9で御説明いたします。

「葬儀場」につきましては、障壁等による目隠しの設置、「良好な住環境の保護」を目的とする住居専用地域での立地規制とします。

「事務所」については、規制対象としない、とします。

施設設備別規制の考え方につきましては以上でございますが、スポット規制、適用除外の取扱につきましては、後ほど10ページの論点番号5、28ページの論点番号5におきまして、それぞれ御説明させていただきます。

次に、「許可事項の変更」でございますが、「手続」につきましては、許可内容について変更を要するもののうち、施設、構造等に関わるものについては許可制とし、事業者の氏名や住所の変更、施設名称の変更など、軽微なものについては届出制とする、というように考えております。

「事業の廃止」につきましては、届出制と考えておりますが、先ほどの説明のとおり、利用者保護の観点から、利用者への連絡や、他施設への改葬等に努める努力義務を課すべきか、後ほど24ページの論点番号1において御議論をお願いしたいと考えております。

続きまして、「事業の設備基準」でございますが、「火葬施設」につきましては、廃掃法施行規則第1条の7及び京都府環境を守り育てる条例施行規則第21条第3項に掲げる基準のうち、必要な項目について準用した基準とすることとします。

「駐車場付置」については、施設規模等に応じて一律に必要な台数を定めるのではなく、実情に応じて必要な措置を講じること、また、必要に応じて指導できるようにする、としたいと考えております。

なお、火葬炉の具体的な基準案は39ページの資料5のとおりでございますが、後ほど、担当局から御説明いたします。

次に、「その他業務運営方法」でございますが、「近隣住民説明・配慮」につきましては、施設の設置、増設等の際に行政との事前協議、標識設置による計画の公開、説明会の開催など、一定範囲の近隣住民への周知を義務付けたいと考えております。ただし、条例において設置を規制しない地域である以上、住民の同意は設置許可の要件とはいた

しません。

「施設設備基準の遵守」については、各種規制の遵守義務を設け、許可後のペット霊園等の適正な運営を担保していきたいと考えております。

「依頼者感情に配慮した死体の取扱い」、「情報提供」、「利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置」については、いずれも後ほど、27ページ論点番号4において御説明いたします。

次に、「許可の取消しその他監督上必要な行政処分」でございますが、ペット霊園設置許可後の事業者による基準等の遵守を担保するための措置といたしましては、本市職員への立入検査権の付与、市長の報告聴取権と事業者の報告義務、施設設備の改善命令権、全部又は一部の使用禁止命令権の市長への付与、違反者への対応として考えられる措置といたしまして、勧告、公表、過料という秩序罰、罰金という刑罰、許可の取消し、行政代執行などがあると考えております。

最後に、「経過措置」でございますが、「既存施設の取扱」につきまして、後ほど29ページの論点番号6で御説明いたします。また、既存施設の取扱と関連しまして、新たに「条例の施行期日」という項目を追加させていただきました。公布から施行までの周知期間をどの程度に設定すべきか、既存施設に対してどの程度の規制を及ぼすかを踏まえて検討する必要があるため、引き続き検討してまいりたいと考えております。

資料1のうち、第3回及び第4回の検討論点の取りまとめについては以上でございます。

【(2) 規制の対象（施設設備別規制）、業規制（手続、適用除外、既存施設の取扱等）】

●事務局 続きまして、資料1のうち網かけの箇所について御説明させていただきます。

まず、資料2の22ページの論点番号12を御覧ください。火葬炉からの排煙に対応して設けるべき構造基準に関する考え方は前回と同様ですが、準用する基準につきましては、前回御説明いたしました廃掃法の基準に、京都市内に適用される「京都府環境を守り育てる条例」の施行規則に規定される基準である「二次燃焼室の設置」も加えたいと考えております。

なお、資料1でも申し上げましたが、有害物質の排出基準の設定につきましては、規制遵守のための有効な手段と考えられますが、測定時間の確保など技術的に困難であることから、排出基準ではなく、火葬炉に構造設備基準を設け、これを遵守させることで衛生上の支障を回避したいと考えております。具体的な構造設備の基準については39ページの資料5によりまして担当局から説明させていただきます。

●事務局 39ページの資料5について御説明いたします。火葬炉の構造基準は、固定の火葬炉、移動火葬車共通で次の5つの構造基準を考えております。1番目から4番目までにつきましては、廃掃法の焼却炉の構造基準を根拠としており、2番目の空気の通風について及び5番目の二次燃焼施設については、京都府環境を守り育てる条例を根拠にしていま

す。基本的な考え方として、焼却設備の内部が800度以上に保たれ、完全燃焼することができれば、理論上、ばい煙や悪臭を一定レベル以下に抑制できると考えられます。

まず、1番目としまして、空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼施設において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。これはダイオキシンなどは800度以上の高温で燃焼すれば発生を抑制できることからこの規定を設けております。

2番目としまして、燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。これは完全燃焼に必要な空気の送風についての規定であります。

3番目としまして、燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。客観的に800度以上を確認するための規定になります。

4番目としまして、速やかに800度以上にするために、また、それを維持するために助燃バーナーの規定を設けています。

そして最後に、悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる二次燃焼室の規定になります。

また、(参考)の根拠法令にあります廃掃法の基準のうち、「ウ」の規定につきましては、燃焼中に定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入するための規定であり、ペットの火葬施設では基本的に一体ずつ火葬するため、今回、基準から除外しております。

排出基準の御質問ですが、先ほど事務局から説明がありましたように、焼却する対象物がペットの死体のみであり、排出する物質が限定的であり、また、一体一体の焼却時間が短く測定自体が困難であること、この他に、元々、廃掃法や大防法の届出対象となるような大型の焼却炉については排出基準の規定はありますが、ペット霊園に設置されるような小型の焼却炉につきましては法の届出対象外であり排出基準の規定がないということがあります。また、他都市の条例でも排出基準を規定しているところがほとんどないため、本市においても構造基準を遵守させることにより環境保全が担保できるものと考えております。

説明については以上になります。

- 事務局 では、次に18ページの論点番号9を御覧ください。前回からの継続審議になりますが、「移動火葬車」による焼却について、本条例により独自に焼却を禁止すべき場合を定めることが必要かどうか、ということについてでございます。

仮に「自己の管理地又は利用権原を有する場所での焼却に限る。」とした場合の検討事項といたしまして、1の「自己の管理地又は利用権原を有する場所での焼却に限る。」というのは、ある種当然のことで、規定する意味があるのかどうかということ。2の現行法上、道路走行中の焼却は禁じられておりませんが、「利用権原を有する場所」に道路を含まないとするのであれば、移動火葬車が道路走行中に焼却することは本条例により禁止されることとなります。つまり、現行法上禁止されていない、すなわち、法において禁止するまでの危険はないとされている事項について、本条例によって独自に禁止するまでの合理的な根拠に乏しいのではないかと、という検討事項でございます。

1については、「利用権原を有する場所」に道路を含まないのであれば、道路走行中の焼却を禁止することになるという意味で、規定する意味はあると考えております。

なお、顧客の管理地を除く「自己の管理地」あるいは、借地等何らかの「利用権原のある場所」での焼却は、通常、反復、継続するものと考えられるため、固定の火葬炉と同じ扱いとなります。結果、固定の火葬炉の設置を禁じる住居系地域においては、焼却はできないことになると考えています。

2については、道路走行中の焼却を本条例で独自に禁止することは、合理的な根拠に欠けるという点で、困難ではないかと考えています。

なお、運行上、防火上の安全確保についてでございますが、他法令、道路運送車両法の自動車検査登録制度、いわゆる車検や、京都市火災予防条例の液体燃料を使用する器具の取扱い基準、これについては、本市の消防局に確認しましたところ、京都市内を通行する車両についても適用されるとのことであり、これらにより担保されるかと考えています。

次に10ページの論点番号5の「離隔距離制限による立地規制」、いわゆるスポット規制についてでございます。例えばですが、1番目といたしまして、住居系地域に接している市街化調整区域において、境界線近くで墳墓を設置しようとする場合。2番目といたしまして、市街化調整区域内の住宅の付近で墳墓を設置しようとする場合。3番目といたしまして、京北地域のような都市計画区域外の地域で住宅が密集しているような場所の付近で墳墓を設置しようとする場合。4番目といたしまして、公共施設付近で墳墓、火葬施設、納骨堂、葬儀場を設置しようとする場合。これらのように、用地地域の考え方が適用されない地域で設置しようとする場合、離隔距離制限による立地規制を行うべきかどうか、ということについてでございます。

1については、8ページの上記論点番号4の「規制に係る基本的な考え方」で検討していただきましたとおり、立地規制は、風俗習慣、いわゆる忌避意識への配慮の観点から実施するものでございますが、住民の忌避意識への配慮のみを理由に条例による保護を与えることは、事業者の土地利用に係る権利の保護を著しく欠くことになるため、用途地域規制等による土地利用形態から、住民が住居の環境の保全を期待することに相当の合理性があると考えられる地域に限ることが妥当であるとしております。

一方、市街化調整区域と隣接する住居系地域に居住する住民は、隣は市街化調整区域であることを事前に了知しうる状態でございます。したがって、市街化調整区域において墳墓が設置されることはないことを期待することに合理性があるかないかということが問題となると思われまます。市街化調整区域は、本来、開発行為が厳しく規制されていることから、住民には「市街化調整区域には、自分の居住している住居系の市街化区域より、なお、各種施設等が立地できない区域である。」との認識があると考えられると思ひます。そうすると、住民が、隣接する市街化調整区域に墳墓等が設置されることがないと期待をすることについては、相当の合理性があると考えられます。

しかしながら、用途地域による規制の考え方が当てはまらない地域での立地規制になるため、当該住宅からの距離、土地の高低等の形状による住居と施設の近接感などによ

って一定の範囲、いわゆる緩衝区域を定めざるを得ないのではないかと考えます。どのような基準により規制範囲を定めるかについては、引き続き検討したいと考えています。

2については、市街化調整区域内においては、開発につながる行為は厳しく規制されており、より自然に近い環境と親和性のある住環境にあると考えられるなど、市街化調整区域にある住居は、市街化区域の住居系地域と同等以上に住居の環境が保全されている地域にあるものと住民は考えていると思われまます。したがって、当該地域の住民が、自己の住居に近接して墳墓等が設置されることがないと期待をすることにつきましては、相当の合理性があるものと考えます。

市街化調整区域におきましては、用途地域のような土地の区分・区画がないため、立地を規制するには、当該住宅からの距離、土地の高低等の形状による近接感などによって一定の規制範囲を定めざるを得ないものと考えます。

なお、全ての住戸を立地規制による保護の対象とするのか、ある程度、集落性のある住戸を対象とするのか、また、どのような基準により規制範囲を定めるかにつきましては、引き続き検討したいと考えています。

3の京北地域につきましては、都市計画区域外であるため、市街化区域、市街化調整区域のどちらでもありませんが、地勢上、市場経済原理の観点から、都市としての開発が進むことは想定し難く、こうした認識は住民にも広く認識されているところと考えます。その意味で、市街化調整区域における住居と同等に住居の環境が保全されている地域にあるものと住民は考えていると思われまます。したがって、「上記2について」と同様、対象とする住戸や規制範囲の基準については、引き続き検討してまいりたいと考えます。

4については、8ページの上記論点番号4の「規制に係る基本的な考え方」で検討しました立地規制の考え方を踏まえると、住民に相当するような施設の利用者が、施設を利用、滞在するうえで、環境の保全を期待することに相当の合理性があると考えられる公共的な施設につきましては、同施設を中心とした離隔距離制限を規定することが必要とも考えられるがどうかでございます。この場合、滞在型の公共施設、例えば病院、老人福祉施設、老人ホームの周辺を立地規制区域とすることが妥当であると考えられますが、御意見を賜りたいと考えています。

参考までに、31から35ページ資料3に住宅等との離隔距離の事例を添付させていただいております。

続いて、28ページの論点番号5の「適用除外」についてでございます。墓地埋葬法に基づく墓地経営の許可を受けた宗教法人が、当該許可を受けた区域に隣接する区域、又は同一敷地内においてペットの墳墓又は納骨堂を設置する場合は適用除外として取扱いたいと考えています。ただし、刑法、墓地埋葬法、京都市墓地等許可取扱要綱における、人と動物の死体又は遺骨の取扱上、人の墓地等とペットの墳墓等は明確に区別することを求めたいと思います。

なお、本市では現在、原則として新規の墓地の許可は認めておりませんので、住居系地域では、例え宗教法人であっても現在墓地等の許可をお持ちでない場合は、事実上、

新規のペット霊園を設置することはできません。また新たに宗教法人を立ち上げられる場合も同様となります。

次に、24ページの論点番号1のうち、網掛け部分の「事業の廃止」でございますが、事業の廃止は届出と考えております。火葬施設、葬儀場については、1回限りのことであり、複数の選択肢があることから、廃止されても利用者に影響があるとは思われません。

しかし、墳墓、納骨堂若しくはこれらを併設する施設は突然廃止されると、現在収めているお骨を新たな墳墓、納骨堂等への移転を余儀なくされるなど、利用者に負担を強いるということがあるため、利用者保護の観点から、届出としたうえで、利用者への連絡や他施設への改葬に努めるなどの努力義務を課すべきか、また、そのような努力義務を課することが可能なかどうか、御意見を賜りたいと思います。許可制ということにつきましては、第4回の審議会資料の再添付となりますが、墓地埋葬法に基づく墓地等の廃止については許可制となっておりますが、これは、同法によって人の死体や遺骨を墓地、納骨堂以外に埋葬、収蔵することができないこと、死体や遺骨の移動にも改葬の許可が必要なことなど、人の死体や遺骨とペットの死体や遺骨の取扱の違がございますので、ペット霊園に同様の規定を設けることは困難ではないかと考えています。

次に、27ページの論点番号4についてでございます。依頼者感情に配慮した死体の取扱、情報提供、利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置につきましては、いずれについても、利用者保護の観点から定めることとしたいと考えています。

内容としては「依頼者感情への配慮」については、死体を衛生的かつ丁寧に取扱うこと。例えば、ペットの死体を引取る際、腐敗等していても消毒など適切な処理をしたうえで人間同様尊厳を持って取扱うという規範意識などを求めたいと考えています。

「情報提供」については、事業者にはペット葬儀、火葬、納骨等に関する説明資料、いわゆるパンフレット等を備えさせ、依頼者に対し、事前に火葬方法や所要時間、料金、手続の流れ等について、誠意を持って説明すること、当該ペット霊園等の事業に関する関係各書類を備えることなどを義務付けることで利用者とのトラブル防止を図りたいと考えています。

「安定的運営の確保」については、墳墓、納骨堂若しくはこれらを併設する施設については、自己所有の土地、建物であることという規定を設けることにより担保したいと考えています。

次に、29ページの論点番号6の「既存施設の取扱」についてでございますが、条例施行後一定期間内に届出をさせることで施設を把握し、大規模改修、増設等の申請があった場合には、改善可能な基準については条例基準に適合させていくこととします。既存施設への規制の適用関係について、具体事例に則して検討しておりますので、41ページの資料6を御覧ください。

資料6「既存施設への条例の適用（案）」でございます。一番左の欄に規制項目の一覧を掲げております。真ん中は、既存施設への条例施行時の適用関係を示しているものです。一番右の欄は、条例施行後、既存施設として届出を受けた施設について変更があ

った場合にどのように取扱うかを示したものです。

まず、「許可申請」ですが、既存施設については適用せず、条例施行後、期間を定めた届出制としたいと考えております。

次に、「許可基準」ですが、「墳墓」については、土葬の禁止は適用したいと考えています。障壁等による目隠し設置義務は努力義務としますが、増設、増床等する場合、当該部分について適用したいと考えています。「納骨堂」については、納める遺骨は焼骨のみとする規制は適用したいと考えています。「火葬施設」の構造基準については、適合について努力義務とします。しかし、既存不適格扱いとし、火葬炉の入れ替えや大規模修繕などは、規制に適合する場合のみ認める許可制とします。「移動火葬車」の構造基準についても同様とします。なお、移動火葬車の焼却を禁止すべき場合については、今回「論点Ⅱ規制の対象の論点番号9」において検討することとしていますので、当該検討の結果を踏まえて、既存のものへの適用の可否等を検討したいと考えています。「葬儀場」については、祭事が見通せる場合の障壁等の目隠し設置義務については、努力義務としますが、増床、増設等がある場合、当該部分には適用していきたいと考えています。次に、「立地規制」については、これは既存施設に対しては適用しないこととします。ただし、これにより設置が引き続き認められる施設は、いわゆる既存不適格扱いとし、立地規制区域での新たな増設、増床等の施設規模の拡大は認めないこととしたいと考えております。

次に、「事業の設備基準」の「駐車場付置」については、元の規定が努力義務規定と考えておりますので、既存施設にも適用したいと考えています。

「その他業務運営方法の規制」の、「近隣住民説明・配慮義務」については、条例施行時には、既に施設がございますので、性質上、適用できないと考えていますが、増設、増床等を行う場合には、当該部分について適用することとします。「施設設備基準遵守」については、既存施設に適用のある規制に係るものについて遵守義務があることとします。「依頼者感情に配慮した死体の取扱」、「情報提供」についても適用いたします。「利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置」については、これは、事業実施に当たって、土地の所有を義務付けるというものでございますので、既存施設には適用しないこととしますが、施設を増設、増床する場合は、当該増加部分については適用してまいりたいと考えています。

最後に「許可の取消しその他監督上必要な行政処分」については、掲げている4つの項目について、すべて適用したいと考えています。

資料6の説明は以上でございます。

●榎村会長 資料1の網掛けの順番で審議させていただきます。

1ページの「許可申請」のところで24ページの論点番号1の事業の廃止は届出制とすることについて、何か意見はございませんか。

●原田委員 廃止については、墓地埋葬法は許可制となっているのを届出制にするということで

すが、一般的に廃止を許可制にするということは、行政と変わらないことを行っている場合に限られるとする立法例がほとんどであるため、ペット霊園の廃止を許可制とすることは困難だと思われます。ただ、利用者保護措置として、努力義務で利用者への連絡を求めるだけでいいのかという点は、もう少し議論した方がいいかもしれません。例えば経済的な基盤として、今は自己所有の土地を要件としている訳ですが、例えば廃止した場合のために、他の施設に改葬する費用などをあらかじめ積立てさせておくとか補償協定を結ばせておくとか、保険に加入させておくとか、そこまで規制する必要はあるかどうかは議論した方がいいと思われます。先行都市のペット霊園条例では基本的に利用者保護については規定されていないので、このようなことを規定する条例はなかったと思います。しかし、今回検討している条例では利用者保護を規定しているので、先行都市の条例になかった補償や保険ということに関して、義務付けまでとしなくても、努力義務とすることくらいはあってもいいのかと思います。

- 榎村会長 ありがとうございました。利用者保護を規定しているので努力義務を課してはどうかということですね。

- 檜谷委員 私も原田委員の意見については賛成です。事業者と利用者が契約を結ばれると思いますが、契約の中で廃止した際の措置について書かれていれば望ましいと思いました。それと、土地を自己所有しているということがありましたが、許可の段階では担保されているので大丈夫だと思いますが、その後、売却されるとか土地利用の形態が変わることがあれば、大丈夫なのかなと思いました。そのあたりもどのように規定するか気になりました。

- 榎村会長 先行都市の条例で、利用者保護の観点で規定されている条例はないのでしょうか。

- 事務局 参考としているところでは、利用者保護まで規定された条例はございません。

- 原田委員 先ほどの自己所有に関してですが、届出とか許可の段階で担保するのはもちろんですが、そもそも遵守義務の中に規定しておけば、売却しても是正命令がかけられると思われるので、担保できると思います。契約の中に書いておくことは重要なことで、それは含めていた方がいいと思います。

- 榎村会長 契約の中に書くというのは、具体的にどのような感じですか。

- 原田委員 契約の中に廃止された場合にこういう措置を行いますということを書いておくよう求めることです。

- 多々納委員 利用者保護の観点ではなく、維持管理に関することかもしれませんが、焼却施設

とか業を廃止した場合、施設を撤去しなければいけないとか、そういったことを規定する必要はないのではないのでしょうか。

- 原田委員 廃止した時の義務として原状回復義務を規定しておけば、そこは担保できると思われそうですし、最終的に行政代執行が行えるはずで。行政代執行を行った場合、事業者が撤去費用を持っているとは考えられないので、その時の撤去費用は京都市の負担になります。そういうことにならないように、補償とか保険とか何らかの経済的な基盤を担保しておいた方がよいと思います。
- 多々納委員 原状回復義務を課しておけばいいのは私もそうと思いますが、先行都市の条例でそこまで規定しているのか気になるところです。そこまで規定できるならいいことですが、それを実効性のあるものにするには、事前に資金を担保しておく制度は必要かと思います。
- 笠原委員 廃止の定義は、完全に廃止する場合と他の事業者を引き継ぐ場合の廃止になるのかどちらでしょうか。完全に廃止される場合を想定しているのですか。
- 事務局 完全に廃止された場合は、原状回復の問題や利用者への補償などの問題が出てくると思われますが、事業を継続する場合は、引き継いでもらえる事業者があれば、少なくとも利用者には負担がかからないかと思います。この場合の廃止は事業そのものを廃止を考えています。
- 笠原委員 そういう意味であれば、やはり現状を回復していただく必要があるかと思います。
- 事務局 完全に撤退される場合はそうなるかと思います。
- 笠原委員 逆に引き継ぐ場合は、A事業者は廃止でB事業者は新規という取扱いとなるのでしょうか。
- 事務局 手続については今後検討させていただきたいと思います。
- 榎村会長 引き継ぐ際の規定を厳しくすると、墓地使用料や管理料に関係してくるかもしれませんね。
- 事務局 料金トラブルが非常に問題になっているかと思いますが、情報提供というところで少し説明させていただきましたが、事前に費用の説明をする義務、パンフレット等の資料の備付、事前に利用者への説明を徹底することを義務と課してはどうかと思っています。

- 笠原委員 廃止が完全な廃止だけを意味することとなれば、利用者の保護だけではなく、地域住民の保護も規定する必要があると思われます。地域住民に対する環境の保全も加えておかないといけないと思います。
- 原田委員 そういう意味でも原状回復義務と経済的な担保が必要だと思います。
- 多々納委員 消費者保護の観点では、最初の契約のところで対応できると思われませんが、費用に関しては大きな問題になるとは思えないです。ただし、施設を原状回復しなければいけないということになりますと、事業者には大きな負担がかかると思います。そのあたりの実態があればいいと思いますが、撤去については先行都市の条例で規定されていないことについて疑問を感じます。まだペット霊園の歴史が浅いので難しいですね。
- 榎村会長 ペット霊園の歴史は浅いので、廃止の事例を聞いたことは無いのですが、笠原委員がおっしゃったように環境的なことから考えておく必要があると思います。
それでは、次に進めさせていただきます。火葬施設のところで論点番号22の構造設備基準になります。39ページの資料5に火葬炉の構造基準について何か意見はございませんか。
- 多々納委員 ここは単純に根拠法令の(ウ)が抜かれて基準を作られている訳ですが、抜く根拠として一体ずつ火葬するからという説明であったが、一体ずつ火葬することを規定することも必要であると思いますが、このあたりはどのように考えておられるのでしょうか。
- 事務局 これにつきましては、各メーカーの火葬炉の構造仕様書、写真やカタログ等で確認したところ連続的に入れるということはまず無いということを確認しております。廃掃法はゴミを連続的にコンベアで投入することを想定していることや、依頼者感情を考えたも何体も連続的に入れるということは考えにくいことも踏まえて、外させていただいております。
- 榎村会長 京都市の動物火葬炉は一体ずつではなく、一斉に火葬していますよね。
- 事務局 京都市の動物火葬炉はペットの死体を廃棄物として扱っているため一斉に火葬しています。それと先ほど依頼者感情に配慮した死体の取扱につながるかもしれませんが、ペット霊園事業に預けようという方においては、一体ずつの火葬を当然のことと理解されていると思います。利用者は複数のペットが一度に火葬されることと聞いていませんでしょうし、お骨の返却を期待しております。一斉に火葬しますとお骨の区別ができませんので、そういう規定を設けなくても一体ずつ火葬されるというのが通常ではないか

と考えます。先ほど申しましたように、依頼者感情に配慮した死体の取扱というのも必要かと思えますし、そうなると複数入れられることは、依頼者は望まれないと思えます。

- 笠原委員　これは、ある意味、資料4（参考）の（ア）で規定されていると思われます。「外気と接することなく」とは、要するに（ウ）で記述されている「外気と遮断された形で火葬する」ということになるのではないかと思います。なお、（ア）の3行目の「廃棄物」は、廃掃法から準用していることから廃棄物と書かれていますが、ペットを廃棄物と表現するのは適当でないと思われます。
- 事務局　御指摘のとおりです。ペットの死体等に変えさせていただきます。
- 榎村会長　（ウ）はどうでしょうか。
- 多々納委員　一体ずつと書けばいいのではないのでしょうか。
- 榎村会長　では、外気と遮断された状態で、一体ずつ燃焼室に投入することとかにしましょうか。
- 檜谷委員　先ほど審議会の前に見学させていただきましたが、その時に燃焼させる準備段階で音がしますし、オイルの臭いがするということが分かりました。移動火葬車がどこで火葬するかにもよりますけれども、もし依頼先の敷地内でやることを認めるのであれば、隣地に住宅がある可能性が高い訳ですが、自己所有地にだけしか認めないということになれば、住居系地域で火葬することがないのですからいいのでしょうか、音と臭いのことを言及する必要がないのかなと気になりました。
- 榎村会長　京都府環境を守り育てる条例で「ばい煙又は悪臭による公害を防止するため、二次燃焼室を備え」とあるので臭いの対しては二次燃焼室を備えと書かれているので大丈夫と思われます。
- 檜谷委員　そうですね。音の問題はどうでしょう。そんなに大きな音ではなかったですけども、どういう環境でやられるかによっては音の問題に配慮できる、そういう能力のある構造であることというのが、先行都市の条例ではあったのですが。
- 事務局　音に関しましては、騒音の基準がございますが、敷地境界で住居地域などの地域ごとに基準値が決められています。固定施設で特定施設となる場合は、規制の対象となりますが、基本的に移動施設は対象外になります。
- 榎村会長　先行都市の条例で騒音のことを規定しているものは無いのでしょうか。

- 事務局 騒音規制法や振動規制法で定められる特定施設というものがございまして、一定の定格出力以上のものになりますと、騒音や振動の規制が敷地境界でかかるということになります。おそらくペットの火葬車の送風機やモーターですとかかかってこないのではないかと思います。それ以下の能力のものでも、京都府環境を守り育てる条例で規制はありますが、それもある一定以下の能力ではかかってきません。

- 事務局 移動する場合は、そもそも対象外です。

- 榎村会長 移動は対象外ということですが、固定の火葬施設でも非常に小規模であるから該当することは無いということですかね。

- 多々納委員 他都市を見てみると、新潟市では集じんフィルターも義務付けていますが、これは過大な要求でしょうか。

- 事務局 資料5の構造基準を検討する際に、製造業者のばいじんやダイオキシン等の排出量の試験を行っているデータを確認しましたが、集じんフィルターまで必要ないと考えております。集じんフィルターを付けることによって、送風機の出力を上げるとか焼却炉の排気力を上げる等の工夫が必要となると思われまます。

- 榎村会長 実態調査を行った移動火葬車ではそういう集じんフィルターを付けていらっしゃる移動火葬車はあったのでしょうか。

- 事務局 そもそも、構造基準につきましては、根拠としておりますのが、廃棄物処理法の焼却炉に課せられている構造基準であり、我々がそれ以下の規模のペット火葬炉でそれ以上の構造基準を課すことが、どうなのかということ。基本的には廃掃法の焼却炉の構造基準に準じた形で決めていこうという考え方でございます。それに加えて悪臭等の懸念もございまして、京都府条例の二次燃焼施設を設けて完全燃焼させるということもございまして、火葬について一番問題となると考えられますのが、ダイオキシン類の発生かと思っておりますが、800度以上で燃焼させますから、ダイオキシン類の発生はないと考えられます。さらに、ダイオキシン類を発生するのは有機塩素系の有機化合物でございまして、動物には元々、塩素というものは少ないものでございまして。
 例えば、通常の廃棄物では、数十パーセントという塩化ビニルの組成に対して、動物は1パーセントも満たない塩素の組成でございまして、ダイオキシン類の発生が少ないであろうと思われまますが、それでも構造基準で800度以上での燃焼を規定しようという考え方でございまして。

- 榎村会長 ありがとうございます。基本的には廃掃法の基準として考えることと、元々、生

物にはダイオキシン類のを発生する塩素系のものは少ないということですね。

次の移動火葬車について何か意見はございますか。

- 笠原委員　私が一番気になっていることは、考え方（案）の「道路走行中の焼却を本条例で独自に禁止することは、合理的な根拠に欠けるという点で、困難ではないか。」と記述されていることです。800度のガスがどれくらいの量、排出されるのかガス量にもよると思いますが走行中には排気口の上に何があるか分からない状況なので、そのようなこと考えると走行中の火葬を禁止する合理的な理由は十分にあると思われま。やはり走行中に火葬炉を動かすということは、非常に危険であると思われま。
- 榎村会長　私も同感でございまして、800度ですから、大変な温度が走行中に排出されていることとなります。環境にとって危険な状況かなと思われま。
- 原田委員　走行中の規制については、私も同感なのですが、この事務局（案）で示されている、「利用権原を有する場所に限る。」と書けば、基本的に走行中はおろか、道路自体も無理ということになります。この規定を置いておれば、改めて走行中は禁止を規定しなくてもいいのかなと思われま。
- 榎村会長　そこまで事業者に御理解いただけるかどうかですね。
- 檜谷委員　私は「利用権原を有する場所」というのが利用者の管理地は分かりますが、それ以外にどういう場所が入ってくるのかを共有しておいた方がいいのかなと思われま。例えば宗教施設から御依頼があるという事例もあり、いろんな場所で移動火葬車が伺うケースがあるのかということが気になりました。
- 榎村会長　今のところ想定しているのは、宗教施設であったり、借地であったり、利用者の敷地ですが、他にどういう所が考えられますか。
- 事務局　利用権原のある場所というのは、当初は事業者がお借りになって現在利用権原がある場所ですとか、当然飼い主の敷地内は想定していましたが、宗教施設というのは想定しておりませんでした。このあたりはどういった需要があるのか、現在検討している内容であれば事業者の土地、飼い主の土地以外を自動的に規制してしまえば、実際に需要のある宗教施設は禁止されることになり、そのあたりは過度な規制をすることで、かえって利用者の希望される火葬ができないということもあると思われまので、もう少し検討する必要があるかと思われま。どこまでが利用権原のある場所になるかどうかは、少し検討させていただきたいと思われま。
- 笠原委員　宗教施設の場合は、利用者がお寺に依頼して、お寺から事業者に依頼するというこ

とになるので、普通に考えれば「利用権原を有する場所」に入ってくるのかと思います。

- 榎村会長 「利用権原」の定義をもう少し詳しく書くことで、「走行中は」というのは、あえて書かなくていいということですかね。そこで規定してしまえばいいということでしょうか。
- 原田委員 走行中の規制については、道交法との関係を考える必要が出てくるので、そういうことを考慮しなくていい書き方がいいのではないかということです。もう少し利用権原という言葉の詳細に定義した方がいいかもしれませんね。
- 檜谷委員 利用権原がある敷地がどれくらいの広さにもよるかもしれませんが、少なくとも飼い主の敷地に火葬車が来て火葬するという行為が行われると考えた場合、飼い主はもちろん承諾されていると思いますが、周辺の住民への配慮を考えないといけないと思います。先ほどの話に戻るのですが、臭いや音の問題は、一般の固定の火葬炉では廃棄物処理法で運用されているので大丈夫と思いますが、住宅地まで出て行って、火葬をするのが同じ規制でいいのかなと思いました。あと、深夜に行わないと思いますが、どういう時間帯であれば火葬可能かということについて書く必要はないのかなという点は少し気になったところでございます。
- 榎村会長 先ほどの設備で固定の火葬施設については、立地規制がございましたが、移動火葬車も同様に考えればいいということになるのですかね。
- 事務局 移動火葬車につきましては、利用者の自宅でされるというような場合は1回限りのことですし、それについては特段規制はしないという考え方でございます。ただし、事業者の土地で反復継続してされるということは、固定と同じではないかという考え方でございます。
- 檜谷委員 もちろん1回限りということを理解して申し上げているのですが、音の問題やオイルの臭いの問題がございまして。通常時間帯であれば問題ないかもしれませんが、周辺のお住まいの方にとって、影響が全くないということは考えられないと思います。そのあたりについて、1回限りのことなので、大丈夫だとみるのかどうかということなのですね。
- 事務局 風俗習慣への配慮ということでは、今のところ必要ないのかなと思いますが、本来皆様がお休みにいられているような遅い時間は望ましくないとは思いますが、そのあたりは、どこまで規定するか検討する必要があるかと思いますが、当然のことという考え方もございます。

- 事務局 音の問題の話ですが、基本的に焼却炉というのはバーナーで高温にして焼却する構造です。お家のお風呂もバーナーで燃やしますという意味では同じです。それが固定の焼却炉であればバーナー部分を密閉する、あるいは移動火葬車でもバーナーの部分はむき出しにはならないと思います。そういった意味で騒音は全く発生しないとは申しませんが、ただ、懸念されているような音が出るという可能性は非常に低いと思っております。

- 原田委員 むしろ構造基準ではなくて、事業者の遵守義務で規制する方が通常で、常識的な時間帯で火葬を行うこと、周辺に迷惑がかからないように火葬を行うことを努力義務で規定する方が妥当だと思います。

- 榎村会長 一般的に事業者で移動火葬車は営業時間は定めておられるのでしょうか。

- 事務局 事業者からパンフレットはいただいておりますので、営業時間については確認しておきます。

- 榎村会長 営業時間も一般的な時間であれば差し障りないかなと思いますが。また確認しておいてください。
次に、10ページの「離隔距離制限による立地規制」について意見を伺いたいと思います。

- 原田委員 これは相当難しい問題だと思います。これまでの議論の整理からすると、住居系の用途地域においては立地を禁止します、という整理で、そこから外れたところをスポット規制でどうするかということで、これまでの議論をスライドさせて、住民にとって開発があるかどうか判断するという考え方ですよね。若干気になりましたのが、市街化調整区域というところは、そもそも開発をしない地域であって、本来、住居がないはずで、あるとすれば都市計画法が施行される前から建っている極々わずかな住宅のはずです。にもかかわらず、それで開発がされないという信頼が住民にはあると言い切って大丈夫なのかと思います。確かに京北地域の都市計画区域外のところではそうかなと思いますが、1番と2番に関してはこの説明でいいのかというのは正直な感想です。4番については考える必要があるかと思いますが、結論から申しますと、距離規制に関してはこれまでの住居地域に関しては禁止するという考え方でしたが、それとは別の考え方を取った方がいいのではないかと思います。つまり、仮に100メートルとするなら、その区域内に住んでいる住民に意見提出権を認めますということにして、その意見や他に様々な要件を考慮したうえで許可するかどうかを決めますというある程度裁量的な許可にする方法です。住居地域全面禁止というのとは別の基準にしまして、もうひとつ、場合によっては許可するけれども、その際は周辺環境に十分配慮しますという書き方にする方が全体的には整合するのではないかと

思います。そうしないと、禁止される範囲がすごく広がってしまい、運用方法にもよりますが、少なくとも条例を見た限りでは過剰規制と判断される可能性があります。むしろ100メートルという距離規制に関しましては、裁量的な許可の考慮要素として規定する方が制度設計上は問題ないのではないかという印象を持ちました。

- 檜谷委員　　今の意見に賛成です。今の考え方は市街化調整区域にポイントを当てて書いているのですが、実は準工業地域でも工業地域でも住宅がかなり立地している地域はあると思います。そういう所は本当に隣に立地してもいいのかな、ということが正に問題になるのではと、少し懸念しておりました。
- 北條委員　　病院とか老人ホームというお話もあったかと思いますが、4番目の公共施設もどこまで定義する必要があるのかと思います。公共施設といっても基本的にはそれぞれ利用者の頻度等も違うと思いますし、実際、老人ホームの近くに人のお墓がある場所はいっぱいあると思います。例えば、近隣に人の墓は立っているのにペット霊園の墳墓だけ禁止するのも気になるところです。
- 安枝委員　　原田委員の御意見についてですが、仮に100メートルの離隔距離を決めたとして、その100メートルの範囲内の居住者の方々が全員合意して、建設してもいいよという場合になった時に認めるかどうか議論しておく必要があるのではと思いました。
- 原田委員　　100メートルの範囲内で合意すればいいということではなくて、あくまでも意見書を提出するだけで最終的には行政で判断していただくということで、住民が同意しているのは許可をする方向に働く要素ではありますが、それで決定ということではありません。つまり同意権というものではなくて、それもひとつの考慮要素として最終的には行政側でまちづくりの観点や土地利用の観点から判断する作りの方がいいと思います。
- 多々納委員　　裁量的なものができるというのは、それはそれでいいなと思いますが、行政側からすると大変だと思います。
- 榎村会長　　この話は隣接するとか、境界とかが入ってくるので、余計に複雑であると思います。
- 原田委員　　今申し上げたのは、隣接とかに関わらずということで、ある意味ではセーフガードとしてそういう規定を置いておこうということです。
- 多々納委員　　単純に言うと、原則は土地利用の観点から用途で規制をかけるけれども、それ以外のスポット規制をかけるところでは、ペット霊園から100メートル以内の住民からは意見書の提出権を認める。意見書を行政が受けたうえで許可するかどうかを

判断しますということですね。それはいい方法だと思います。

- 事務局　この箇所につきましては私どもも一番悩むところございまして、審議を踏まえまして修正させていただきたいと考えています。このところは、引き続き議論させていただきたいと考えております。例えば、距離にするにしても、100メートルと決めている訳ではなく、お示しさせていただいたのはあくまで事例のひとつということで、距離を制定するのであれば、どうなのかということも含めて御議論いただけたらと思います。
- 原田委員　100メートルというのはコミュニティの規模が35ページに書いてありますけれども、この考え方が京北地域に当てはまるかどうかはわかりませんが、いずれにせよこれは京都らしいと思いました。京都市ならではの説明として、合理的だととらえられやすいと思います。他の都市が100メートルだからというよりはこちらの説明の方がいいと思いました。
- 事務局　先ほどの原田委員の御意見では、住民の意見を聞いて、その結果、行政が許可の判断をするのは、行政にとれば非常に難しい大きな裁量を持たされます。例えば建築基準法の用途の特例許可がございしますが、その場合は最大100メートルまでですが、公聴会で住民の意見を聞き、建築審査会という第三者の意見を聞いたうえで行政が許可するか判断します。そういう第三者的な機関を挟まないと行政が直接に意見を聞いて許認可するのは難しいと思います。
- 榎村会長　続きまして、28ページの「例外的取扱」について意見はございますか。
- 榎村会長　これは「人の墓地の許可を受けた区域内」だったらいいよということですね。
- 事務局　そうですね。それと同じ境内地内であれば、それほど影響はないと思います。
- 榎村会長　境内地であればそうですけれども、境内敷地じゃなくて隣接する区域でも大丈夫ということでしょうか。
- 事務局　必ずすべての宗教法人が境内地に墓地を持っておられる訳ではなくて、境内地から離れた場所に墓地を持っておられる場合もあります。その隣が御自身の所有地であれば、そこにペット霊園を作られる場合は例外的に認めるということです。
- 原田委員　隣接というのはどこまでを言うのでしょうか。
- 事務局　その方の所有地ということです。

- 原田委員 所有地内で今は何も無いところのことを言うのでしょうか。

- 榎村会長 元々、宗教法人で境内地以外で墓地を持っておられる区域があれば、そこに隣接する区域であればいいということですか。墓地としての許可を受けていない区域ですよ。隣接まで認めると、他の事業者から文句が出ないか心配です。
これはどういう理由で例外措置となっているのですか。

- 事務局 委員の方にもお寺に現地視察していただきましたが、人の墓地を経営されているところで、あくまでも外観上の問題ですが、同じような形態のペットの墳墓ですとか納骨堂があることに関して、衛生上の支障や今すでにある墓地に対して、横にペット霊園ができることは、風俗習慣上の忌避感はあまりないのかと考えています。

- 原田委員 ここでいう例外的取扱はどこまでの適用除外を意味しているのでしょうか。例えば、許可を取らなくてもいいということなのか、許可の手続は行ってもらって許可は出すということなのか。

- 事務局 許可の手続は必要です。

- 事務局 立地規制の例外です。本来では住居系地域では立地できないですが、そこにお寺があって、人の墓地があれば、そこにペット霊園を作ることを例外として認めるということです。

- 榎村会長 隣接する区域まで認めるのはどうかと思います。

- 原田委員 隣接と書くと、際限なくというイメージになってしまうので、隣接以外の表現の方がいいと思います。

- 笠原委員 考え方(案)の一番最後のところで「京都市墓地等許可取扱要綱においても、人の墓地に動物の死体を埋葬しないこと」となっていますので、隣接という言葉で、人の墓地とペットの墓地は区別することを、はっきりとさせておく必要があると思います。

- 事務局 例えば人の墓地の区域の中にペットの墓地を作るのは、墓埋法上問題がありますので、それをするのであればその区域は縮小して墓地の許可区域から外していただく必要があります。

- 榎村会長 現在でも人の墓地として許可を得たところ、あるいは境内地の中で区切って、ここまでは人の墓地、ここまではペットの墓地としているのですよね。でもこの文章からすると、墓地として許可を受けた以外の隣接地に新たに作るという意味ですよね。そ

れはどうなのかなと思います。

- 多々納委員 墓地埋葬法上で墓地であるところ以外のものでないとペット霊園は設置できないので、同じお寺といってもそもそもそういう所は隣接する区域なんですとおっしゃっていると思うのですが、こちらの方では、境内地がこうあってその周りに山とか宅地とか持っておられるお寺もあるでしょうから、ぽんと墓地を作ってもいいのですかという問題となっているのですから、話が違うのです。
- 榎村会長 それと同時に現状、人の墓地区域にここは線引きしているけれどもペット霊園を設置しているところがあるということなのですよ。
- 事務局 そういう意味ではなく、墓地の許可があるところでしか、墓地の経営はできませんので、逆に墓地の許可があるところにペット霊園を持ってきていただくことはできません。現状、人の墓地の区域の中でペットの墓地をされているところはありません。基本的に人の墓地は区域と面積を確定して許可しているので、その区域の中でペットの墳墓を持ち込まれるという事例はございません。今、経営されているのは、人の墓地の許可区域外のところで明確に区画をして経営されているという現状です。
- 多々納委員 同一敷地内と書いてあると、同じお寺の中だと思うのですが、隣接区域となると、お寺の敷地があつて、隣に土地を持っておられて、そこにペット霊園を新しくできるということがあるのではないですか、ということ懸念されていると思いますが、そういうのは対象とされないのですよね。意図として、元々お寺がそういうことをされて、新たにペット霊園を経営していただくとは構わないということですよ。
- 榎村会長 現状追認のことを言っておられるのか、新規でやられるようなことをイメージしておられるのか、どちらですか。
- 多々納委員 新規は新規だと思います。
- 事務局 ただし、既存の人の墓地経営許可をお持ちのお寺などが前提ということです。
- 多々納委員 趣旨は皆さん合意されていると思いますが、お寺が持っている土地だからといって隣接地域まで広げて自由に開発していったらいいという訳にはいかないでしょうと言っておられるだけで、表現とか対象の工夫とか必要だということですよ。
- 事務局 そのあたりは修正させていただきまして、もう少しイメージしていただきやすくいたします。

- 事務局 基本的には先ほど多々納委員がおっしゃっていただいた内容かと思います。それに即した形の資料とさせていただきます。

- 榎村会長 時間となりましたが、まだ議論すべき箇所が残っていますが、どういたしましょうか。

- 事務局 本日も未議論になっているところにつきましては、次回、御意見を賜ればいかと考えています。今日いただきました御意見を修正いたしまして、次回、お示しさせていただきますと思います。それと同時に素案の提出に向けて確認いただいているところは同時並行で準備させていただければと思います。

- 榎村会長 今日はこれで終わらせていただきます。大変有意義な意見をいただきましてありがとうございました。

【3 その他】

【4 閉会】

- 事務局 次回につきましては、10月14日（火）午後1時からでございます。場所につきましては、職員会館かもがわを予定しております。本日の議事録につきましては、事務局で作成いたしまして、皆様方に確認していただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。